

基勞補発第0606002号

平成18年6月6日

改正 基勞補発0701第4号

平成22年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

石綿による疾病の業務上外の認定のための
調査実施要領について(特別遺族給付金関係)

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく特別遺族給付金の支給事務の取扱いについては、平成18年3月17日付け基発第0317004号により指示されたところであるが、同通達の記の4の(1)で別途指示するとされている業務上外の認定のための調査に関し、別添のとおり調査実施要領を定めたので、特別遺族給付金に係る請求事案については、本調査実施要領に基づき、的確な調査の実施に努められたい。

石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領（特別遺族給付金関係）

本調査実施要領は、特別遺族給付金の対象疾病に係る請求事案について、別添の調査票を使用することにより、業務上外の認定を迅速・適正に行うことを目的として作成したものである。

調査票は、「Ⅰ 基本情報」、「Ⅱ 医学的情報」、「Ⅲ 作業歴情報」、「Ⅳ 回答書」、「Ⅴ 石綿ばく露歴聴取票」から構成されており、このうち、「Ⅱ 医学的情報」、「Ⅳ 回答書」については、各疾病ごとに別様式としている。また、調査票は、その記入欄を最小限とし、必須項目には調査すべき資料を示すとともに、調査した事項をチェックする方式としているが、その記入に当たっては、確認できる範囲で足りるものとする。

調査票ごとの留意事項は、以下のとおりである。

1 「Ⅰ 基本情報」について

労働保険番号、事業の名称等の事業場情報については、石綿ばく露作業に係る保険関係上の最終事業場の情報を記入すること。

2 「Ⅱ 医学的情報」について

(1) 医証等の保存年限

石綿による疾病であることを判断する際に収集する主な医学的資料とそれぞれの保存年限は、次のとおりである（別添「石綿関連疾患の関係書類に係る保存年限」参照。）。

- ① 死亡診断書（死亡時に遺族に交付。死亡届に添付の死亡診断書は所轄法務局で27年間保存。）（戸籍法施行規則第49条）
- ② 診療録 5年（医師法第24条）
- ③ 肺機能等の検査記録 3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条）
- ④ 病理解剖記録、病理組織検査記録 3年（同上）
- ⑤ エックス線、CT等の検査記録 3年（同上）
- ⑥ じん肺管理区分決定関係綴30年（労働局保存）
- ⑦ 健康管理手帳交付簿・健康管理手帳台帳30年（労働局保存）

医療機関等に保存される資料の法的保存義務は上記のとおりであるが、診療録等については、10年程度保存している医療機関（大学病院等研究機関においてはそれ以上の期間）も多く、また、病理組織検査記録については、日本病理学会で永年保存とする旨の独自の指針を定めているので、医学的資料の収集に当たって留意すること。

- (2) 疾病の特定については、死亡診断書等の記載事項証明書（以下「証明書」という。）の記載内容により判断することとしているが、疾病によっては石綿にばく露したことを示す医学的所見等の情報が必要であることから、IV-1及びIV-2に主治医等に対する照会事項を記載した「回答書」の様式を示したので、主治医等に対して照会する際に活用すること。

なお、特別遺族給付金の請求事案に係る医学的資料は、法的保存義務を超えたものであることから、主治医等に対して法の趣旨を十分説明した上で、照会事項に関連する医学的資料が保存されていないか確認し、当該資料の提出について懇切丁寧に依頼すること。

(3) 疾病別の留意事項

ア 肺がん

- (ア) 証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「肺がん」の記載がある場合には、転移性肺がんであることを示す特段の記載があるとき、下記(イ)の調査において収集した医学的資料により明らかに転移性肺がんであることが確認されるときを除き、原発性肺がんと判断すること。

- (イ) 石綿にばく露したことを示す医学的所見を確認するための調査においては、胸部エックス線写真、CT画像、胸腔鏡検査結果、手術記録、剖検記録等により、一般的には、①「第1型以上の石綿肺」、②「胸膜プラーク」、③「石綿小体・石綿繊維」の順に、その有無を確認するものであり、①が確認できる場合は②及び③の調査を、②が確認できる場合は③の調査を、それぞれ行う必要はないこと。

- (ウ) 胸部エックス線写真、CT画像等は、他の医学的資料に比べ保存年限が短いことから、医療機関に対して、これらの資料の保存の有無を確認し、既に廃棄されている場合には、例えば、診療録、病理検査記録等に胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維の存在を示す記述があれば、これをもって、医学的所見が確認されたとすること。

- (エ) 石綿肺及び胸膜プラークの存在が確認できず、石綿小体又は石綿繊維の計測もなされていない場合であって、手術（摘出術）又は剖検により肺組織のパラフィンブロックが保存されているときは、当該パラフィンブロック中の石綿小体又は石綿繊維の有無及びその数について確認すること。

なお、石綿小体については、中央労働災害防止協会のほか、労災病院に設置されたアスベスト疾患センターのうち7か所のブロックセンターで計測が可能であるが、石綿繊維については、計測が実施可能な機関が限られていることから、計測の必要性が生じた場合には、本省に照会すること。

イ 中皮腫

証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場

合には、これをもって中皮腫と判断すること。この場合、原則として、主治医等に対する照会は要しないこと。

ウ 良性石綿胸水

証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「良性石綿胸水」の記載がある場合には、これをもって良性石綿胸水と判断することとし、石綿ばく露作業の内容及び従事歴を調査の上、本省に協議すること。なお、良性石綿胸水の事例はこれまでに少なく、今後の認定要件策定等のためにも詳細な情報が必要であることから、胸部エックス線写真、CT画像のほか、①臨床所見、②臨床経過、③臨床検査結果等に係る情報を可能な限り入手すること。

エ びまん性胸膜肥厚

証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「びまん性胸膜肥厚」の記載がある場合には、これをもってびまん性胸膜肥厚と判断すること。この場合、原則として、主治医等に対する照会は要しないこと。

オ 石綿肺及び石綿肺合併症

- (ア) 証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「石綿肺」の記載がある場合には、これをもって著しい呼吸機能障害を伴っていた石綿肺と判断すること。この場合、原則として、主治医等に対する照会は要しないこと。
- (イ) 証明書の記載内容を確認し、死亡の原因として「石綿肺の合併症である肺結核」等、石綿肺の合併症に罹患していたことの記載がある場合には、当該合併症がじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げるものであるときは、これをもってじん肺管理区分の管理2以上の石綿肺の合併症であり、著しい呼吸機能障害を伴っていたと判断すること。この場合、原則として、主治医等に対する照会は要しないこと。

3 「Ⅲ 作業歴情報」について

- (1) 事業場名の欄には、被災労働者の過去の職歴について、作業現場ではなく、原則として被災労働者が雇用されていた企業ごとに通算して記載すること。
- (2) 石綿ばく露作業に関する調査は次によること。

ア 被災労働者の雇用の事実に係る確認

請求書に事業主証明が行われていない場合には、請求人が申し立てる石綿ばく露作業に係る事業場に被災労働者が雇用されていた事実について、事業主や同僚労働者の証言のほか、社会保険等の被保険者記録により確認すること。

イ 石綿ばく露作業の有無及び従事期間に係る確認

- (ア) 事業場が廃止されている場合

事業場廃止から相当期間が経過していることなどから、事業主や同僚労働者の証言等により被災労働者の石綿ばく露状況を確認することが困難な場合は、平成17年7月27日付け基労補発第0727001号「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」（以下「迅速化通達」という。）の記の1の(3)に基づき、請求人の申し立てる作業内容と社会保険の被保険者記録等の照合を行うことにより、石綿ばく露作業の有無及び石綿ばく露作業従事期間について判断すること。

なお、当該事業場で石綿ばく露作業が行われていた事実を推定するための情報としては、上記社会保険の被保険者記録のほか、事業場の事業内容が記載された登記簿（当該事業場の登記閉鎖後20年間管轄法務局において保存されている。）があるので、留意すること。

(イ) 事業場が現存している場合

a 被災労働者を石綿ばく露作業に従事させたことを事業主が認めている場合

当該事業場で被災労働者が石綿ばく露作業に従事した旨認定した上で、請求人の申立、事業主や同僚労働者の証言等に基づき、石綿ばく露作業従事期間について判断すること。

b 被災労働者を石綿ばく露作業に従事させたことを事業主が否定している場合や、従事した事実が確認できないため不明としている場合

当該事業場の事業内容や同僚労働者の証言と、請求人の申し立てる被災労働者の作業内容を照合し、石綿ばく露作業が推定できるときは、当該事業場で被災労働者が石綿ばく露作業に従事した旨認定した上で、請求人の申立てや同僚労働者の証言、社会保険の被保険者記録等に基づき、石綿ばく露作業従事期間について判断すること。

(ロ) 被災労働者が複数の事業場で石綿ばく露作業に従事している場合

請求人が申し立てる石綿ばく露に係る事業場のうち最終のものからさかのぼって、上記(ア)又は(イ)の調査を行うこと。

なお、上記により把握を行った石綿ばく露作業従事期間が認定基準に定めた従事期間を満たす場合には、さらに過去の事業場にさかのぼって、石綿ばく露作業に係る詳細な調査を行う必要はないこと。

(3) 上記(2)のばく露作業に係る調査に当たっては、「V 石綿ばく露歴聴取票」を活用しつつ聴取調査等を行うことにより、被災労働者の石綿ばく露歴の具体的内容について、可能な限り詳細に把握すること。

(4) 上記(2)のイの(ア)をはじめ、迅速化通達の記の1の(3)に基づき石綿ばく露作業の有無等について判断した場合には、調査票の備考欄にその旨を記載すること。

- (5) 調査の過程において、同僚労働者等に石綿による疾病を発症し労災認定を受けた者がいることを把握した場合には、該当欄にその旨を記載すること。
- (6) 被災労働者の石綿ばく露状況の把握に当たっては、石綿を取り扱う事業場の近隣に居住した事実など、環境ばく露の可能性についても留意すること。
- (7) 認定基準でいうところの石綿ばく露作業に係る従事期間は、継続的に石綿ばく露作業に従事することを想定しており、臨時的に石綿ばく露作業に従事していた場合や、作業環境測定結果からみて、ばく露濃度が良好に抑制されていた場合など、単に従事期間の長短だけで判断すべきでない認められる特別な事情があるときは、その旨記載するとともに、石綿ばく露作業の評価について本省に照会すること。

4 取りまとめ

医学的情報及び作業歴情報に係る調査結果、Ⅳの主治医からの回答書並びに労災医員、じん肺診査医等の専門医から徴した意見書の内容をⅠからⅢの調査票に取りまとめ、これを復命書に添付すること。

5 その他

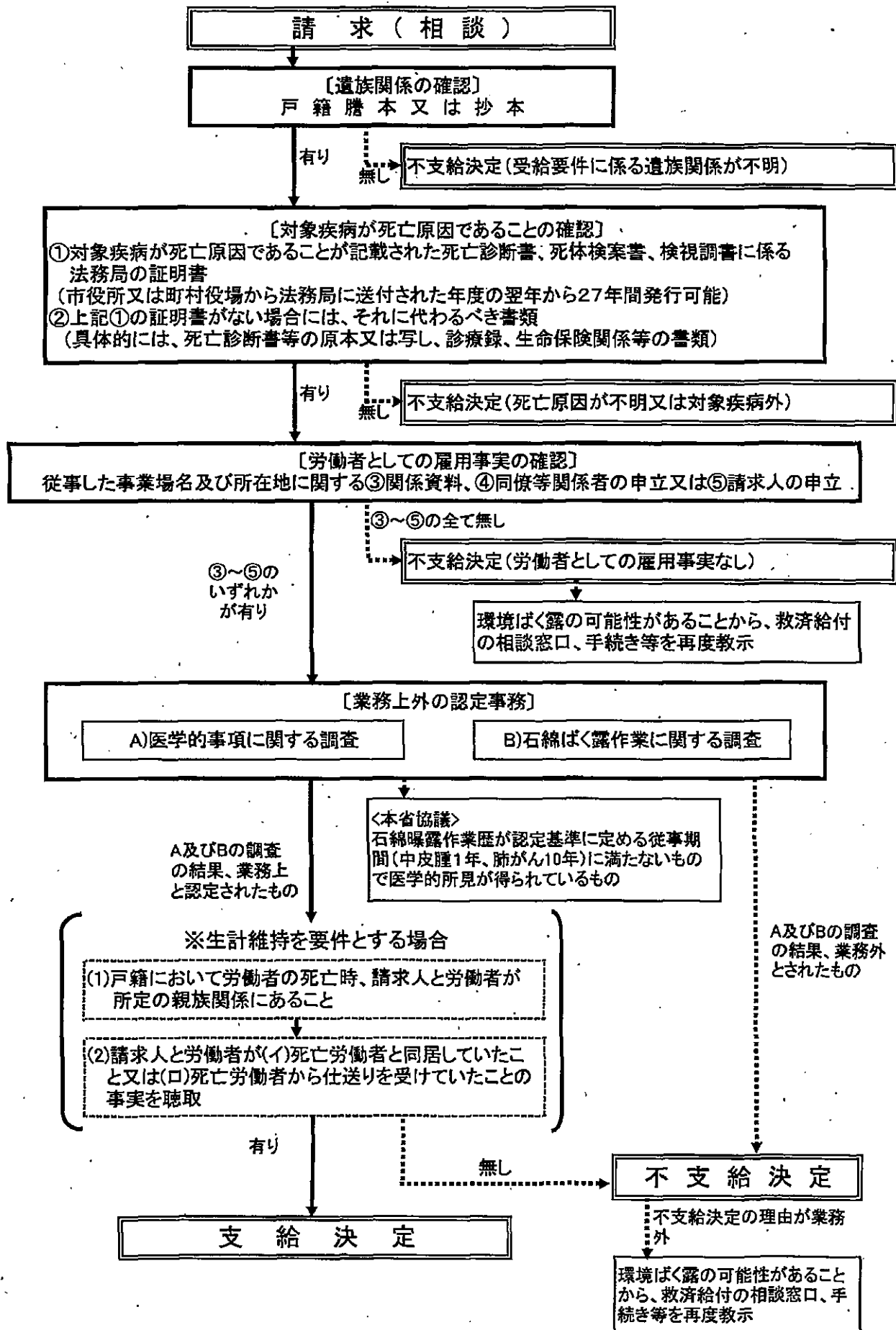
「特別遺族給付金の支給事務の流れについて」を参考資料として示したので、特別遺族給付金に係る請求事案の事務処理の参考とされたい。

(参考資料)

石綿関連疾患の関係書類に係る保存年限

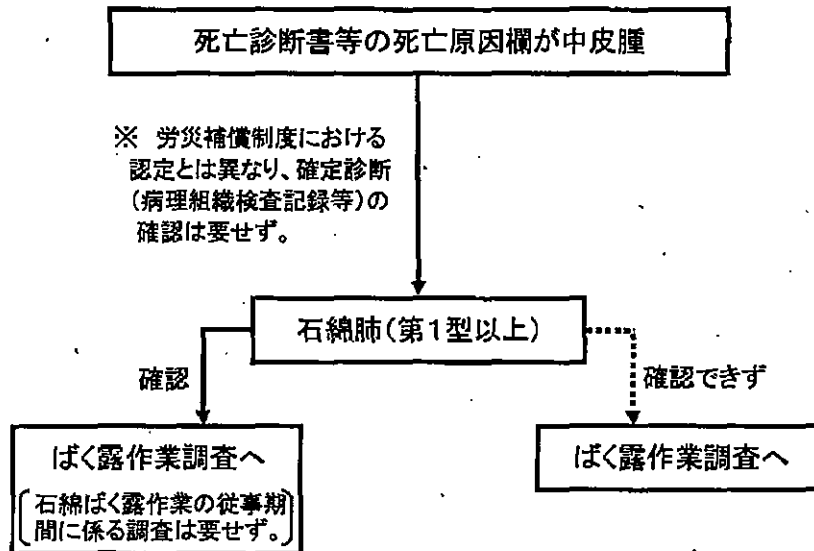
区 分	書 類 名 等	保 存 年 限 等
石綿による疾病である ことの確定診断 【病名、死亡原因】	死亡診断書	
	診療録	5年(医師法第24条)(医療機関によっては10年程度保存)
	肺機能等の検査記録	3年(保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条)(医療機関によっては10年程度保存)
	病理解剖記録、病理組織検査記録	3年(同上)(医療機関によっては10年程度保存。ただし、日本病理学会指針では永久保存)
	エックス線、CT等の検査記録	3年(同上)
	死亡届に添付の死亡診断書等の記載事項証明	死亡診断書等は所轄法務局で27年間保存(戸籍法施行規則第49条) (利害関係人は死亡届書等の記載事項証明書を請求できる(戸籍法第48条))
	じん肺管理区分決定関係綴 管理区分決定関係綴には、じん肺管理区分決定通知書写、 じん肺健康診断結果証明書写(粉じん作業職歴、X線写真による検査、胸部に関する臨床検査、肺機能検査、合併症に関する検査)が含まれる。	30年(労働局保存)
石綿ばく露の医学的 所見 【石綿肺・胸膜プラーク・石綿小体(繊維)の存在】	健康管理手帳交付簿、健康管理手帳台帳	30年(労働局保存)
	肺機能等の検査記録	3年(保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条)(医療機関によっては10年程度保存)
	病理解剖記録、病理組織検査記録	3年(同上)(医療機関によっては10年程度保存。ただし、日本病理学会指針では永久保存)
	エックス線、CT等の検査記録	3年(同上)
石綿ばく露作業従事歴	石綿に係る作業記録、健康診断記録	30年(特定化学物質等障害予防規則第38条の4、第40条)
	会社の職歴証明等	
	会社の登記簿	閉鎖の場合は、本社管轄法務局の閉鎖した登記記録 20年保存(商業登記規則第34条)
	厚生年金保険等の被保険者記録	(永年)
	同僚等の証言	石綿ばく露作業従事に係る同じ作業環境、同じ時期、同じ期間の者

特別遺族給付金の支給事務の流れについて

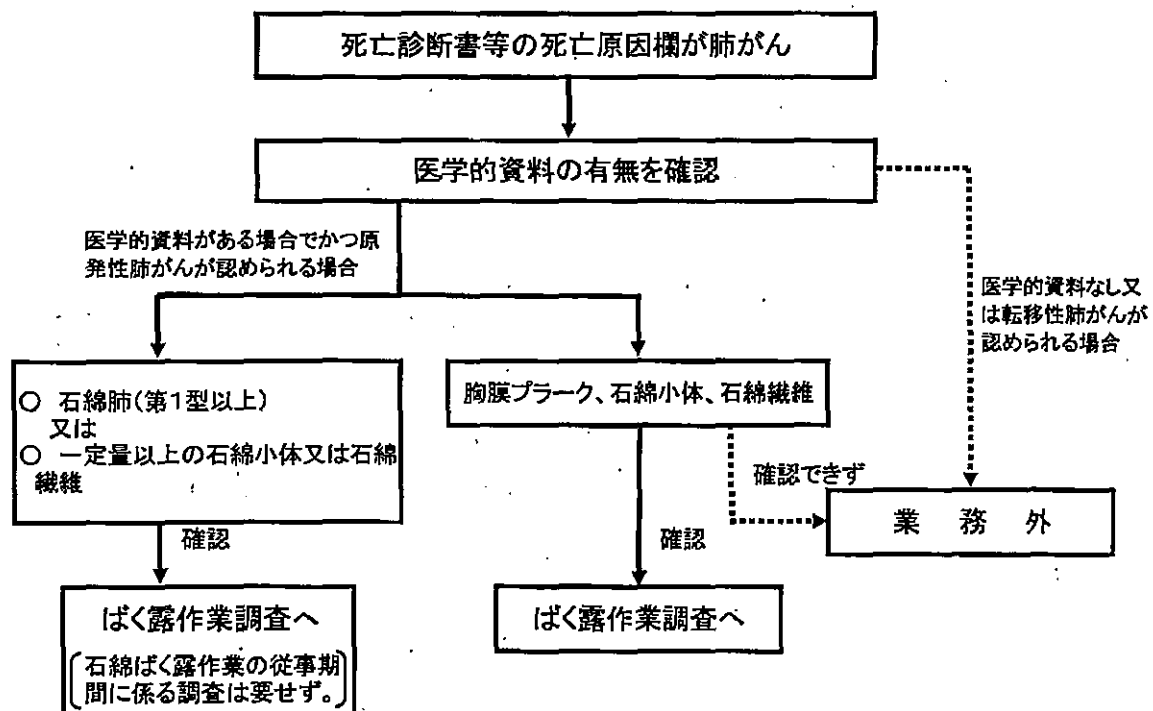


A) 医学的事項に関する調査

◎中皮腫の場合

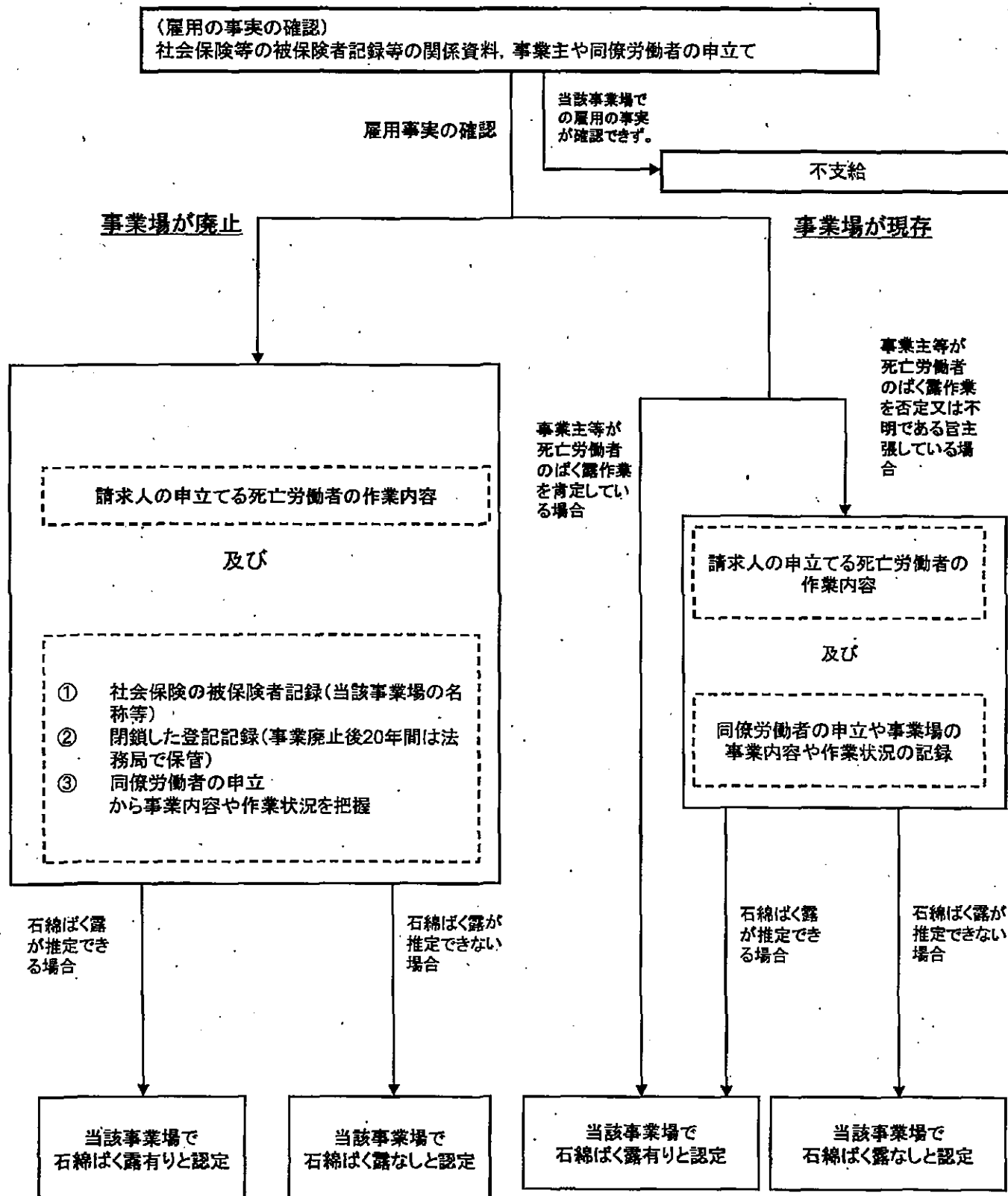


◎肺がんの場合



★医学的資料とは診療録、病理組織検査記録等をいう。

B) 石綿ばく露作業に関する調査



石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票（特別遺族給付金関係）

Ⅰ 基本情報				局 署	
労働保険番号			事業の種類		
事業の名称	代表者			労働者数	人
事業場の所在地	電話			石綿疾患労働災害認定状況	☐ 有 ☐ 無
ふりがな 被災労働者氏名	(死亡 年 月 日 死亡時 歳) ※平成18年3月26日以前の死亡であることの確認	生年月日	年 月 日	性 別	☐ 男 ☐ 女
		職 種		雇入年月日	年 月 日
請求人氏名	被災労働者 との続柄 ()	請 求 種 別		☐ 特別遺族年金 ☐ 特別遺族一時金	
		請 求 年 月 日		年 月 日	
療養経過等	医療機関名	治療期間		診断名	
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			
		年 月 日 ~ 年 月 日			
調査結果	疾患名	☐ 肺がん <労基則別表第1の2第7号7> ☐ 中皮腫(胸膜・腹膜・心膜・精巣鞘膜・その他) <労基則別表第1の2第7号7> ☐ 良性石綿胸水 ☐ びまん性胸膜肥厚 <労基則別表第1の2第4号7> <労基則別表第1の2第4号7> ☐ 石綿肺又は石綿肺合併症 <労基則別表第1の2第5号>			
	医学的所見	☐ 石綿肺 ☐ 胸膜プラーク ☐ 石綿小体・石綿繊維 ☐ 無 ☐ 不明			
	呼吸機能	著しい呼吸機能障害 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明			
	ばく露歴	従事期間 (年) 作業内容 ()			

Ⅱ 医学的情報 [対象疾病: 肺がん]

1 診断名

請求時の疾患名 及び発症時期	疾患名: _____		・発症年月日: 年 月 日	
	☐ 転移性であることを疑わせる記述の有無 ☐ 有 ☐ 無		発症時年齢 歳	
原発性の判断	<確認資料> ☐ 死亡診断書 ☐ 診療録 ☐ その他()			
	労災医員等の意見 ☐ 原発性 ☐ 転移性			
	<確認資料> ☐ 労災医員意見書 ☐ その他()			

2 石綿ばく露に関する医学的事項

石綿肺 (第1型以上)	(ア) 管理区分決定あり	じん肺管理区分 (管理) <確認資料> ☐ じん肺管理区分決定通知書 ☐ 健康管理手帳 ☐ その他()			
	(イ) 管理区分決定なし	☐ じん肺管理区分 (管理 相当) ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ じん肺診査医意見書 ☐ その他()			
胸膜プラーク	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	<確認資料> ☐ 回答書 ☐ 診療録 ☐ その他()			
		労災医員等による確認 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ 労災医員意見書 ☐ その他()			
石綿小体 ・石綿繊維	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 ☐ 無 ☐ 不明 湿肺重量1g当たり 石綿小体 本 ☐ 無 ☐ 不明 気管支肺胞洗浄液1ml中 石綿小体 本 ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ その他()			
潜伏期間	石綿ばく露開始から肺がん発症までの期間 年 カ月 ※、10年未満又は発症時(又は死亡時)年齢30才以下の場合は、ばく露状況に注意が必要。				

注) 確認資料については、□にチェックで表示等し、資料を添付すること。

Ⅱ 医学的情報 [対象疾病:中皮腫]

1 診断名(死亡診断書等請求書添付書類からの情報の範囲で)

請求時の疾患名 及び 発症時期	疾患名: _____ 発症年月日: 年 月 日 発症時年齢 歳 <確認資料> ☐ 死亡診断書 ☐ 診療録 ☐ その他()	
	発 症 部 位 ☐ 胸膜 ☐ 腹膜 ☐ 心膜 ☐ 精巣鞘膜 ☐ その他() ☐ 不明	
診断名の確認	他疾患であることを疑わせる記述の有無 ☐ 有 ☐ 無 <確認資料> ☐ 死亡診断書 ☐ 診療録 ☐ その他()	
	有の場合、労災医員等の意見 ☐ 適 ☐ 否 <確認資料> ☐ 労災医員意見書 ☐ その他()	

2 石綿ばく露に関する医学的事項

石綿肺 (第1型以上)	(ア) 管理区分決定あり	じん肺管理区分 (管理) <確認資料> ☐ じん肺管理区分決定通知書 ☐ 健康管理手帳 ☐ その他()
	(イ) 管理区分決定なし	☐ じん肺管理区分 (管理 相当) ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ じん肺診査医意見書 ☐ その他()
潜伏期間	・石綿ばく露開始から中皮腫発症までの期間 年 月 ※ 10年未満又は発症時(又は死亡時)年齢30才以下の場合は、ばく露状況に注意が必要。	

注) 確認資料については、□にチェックで表示等し、資料を添付すること。

Ⅱ 医学的情報 [対象疾病: 良性石綿胸水]

1. 診断名

請求時の疾患名 及び発症時期	疾患名: _____ 発症年月日: 年 月 日 発症時年齢 歳 <確認資料> ☐ 死亡診断書 ☐ 診療録 ☐ その他()	
胸水確認 の経過等	・最初の胸水出現 年 月 日 ・最初の胸水出現からの経過年数 年 ヶ月 <確認資料> ☐ 回答書 ☐ 診療録 ☐ その他()	
除外診断に 係る情報	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	<確認資料> ☐ 回答書 ☐ 診療録 ☐ その他()
		労災医員等による確認 ☐ 適 ☐ 否 <確認資料> ☐ 労災医員意見書 ☐ その他()

2 石綿ばく露に関する医学的事項

石綿肺 (第1型以上)	(ア) 管理区分決定あり	じん肺管理区分 (管理) <確認資料> ☐ じん肺管理区分決定通知書 ☐ 健康管理手帳 ☐ その他()
	(イ) 管理区分決定なし	☐ じん肺管理区分 (管理 相当) ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ じん肺診査医意見書 ☐ その他()
胸膜プラーク	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	<確認資料> ☐ 回答書 ☐ 診療録 ☐ その他()
		労災医員等による確認 ☐ 適 ☐ 否 <確認資料> ☐ 労災医員意見書 ☐ その他()
石綿小体 ・石綿繊維	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	[程度] <確認資料> ☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ その他()
呼吸機能障害	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	<確認資料> ☐ 回答書 ☐ 診療録 ☐ その他()
		著しい呼吸機能障害 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 <確認資料> ☐ じん肺診査医意見書

注) 確認資料については、☐にチェックで表示等し、資料を添付すること。

◎ 入手資料

☐ 診療録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
--

Ⅲ 作業歴情報
3 石綿ばく露状況

	事業場名	事業概要	全在籍期間	在籍中の石綿ばく露作業従事期間	石綿ばく露の状況 (作業内容、取扱材料等)			作業環境測定 実施の有無	備考
								石綿疾患労 災認定状況	
過去の職歴及び 石綿ばく露作業 従事歴	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	資料 ☐ 事業主証明 ☐ 社会保険事務所 ☐ その他()		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月 (年 ヶ月)	確認資料 ☐ 作業記録 ☐ 健康診断記録 ☐ 会社の職歴証明等 ☐ 会社登記簿 ☐ その他()			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 確認資料 ☐ 測定結果報告書 ☐ 有 ☐ 無	
	石綿ばく露期間	ばく露開始年月	年 月	通算ばく露期間 年 ヶ月 ※若がん ☐ 10年以上 ☐ 10年未満 ※中皮腫 ☐ 1年以上 ☐ 1年未満 ※びまん性胸膜肥厚 ☐ 3年以上 ☐ 3年未満	注) ① 労働者以外の者として石綿ばく露作業に従事していたときは、その期間を()書きし余白にその旨記入する。 ② 石綿ばく露が中断したときは、その期間とその理由等余白部に()書き記入する。 (例 <肺結核療養のための休業>、<退職>、<じん肺管理3のための作業転換> 等)				
		ばく露終了年月	年 月		喫煙の有無	☐ 無・ ☐ 有	喫煙1日平均	本	従業期間 年 月～ 年 月

注) 確認資料については、☐にチェックで表示等し、資料を添付すること。

回 答 書

死亡労働者の氏名 生年月日	(年 月 日生)		死亡年月日	年 月 日
			傷病名	
初診年月日	年 月 日		治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日
石綿肺の所見	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 手術 ☐ 剖検 ☐ その他()		
		[所見の内容]		
胸膜プラークに係る情報	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 手術 ☐ 剖検 ☐ その他()		
		[範囲・程度]		
石綿小体・石綿繊維に係る情報	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ 手術記録 ☐ 病理検査記録 ☐ 剖検記録 ☐ その他()		
		[有の場合その程度]		
		[計測している場合] ☐手術肺・剖検肺 乾燥肺重量1g当たり 石綿小体 本 湿肺重量1g当たり 石綿小体 本 ☐気管支肺胞洗浄液(BALF) 石綿小体 本 / ml		
		計測実施機関		

※ 根拠となった資料の写しを添付して下さい。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

病院
診療所

医師氏名

印

回 答 書

死亡労働者の氏名 生年月日	(年 月 日生)	死亡年月日	年 月 日
		傷病名	
初診年月日	年 月 日	治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日
胸水確認の経過等	・最初の胸水出現時期 年 月 日 ・その後の胸水治療経過 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 [確認方法] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 胸水穿刺 ☐ その他()		
石棉肺の所見	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 手術 ☐ 剖検 ☐ その他()	
		[所見の内容]	
胸膜プラークに係る情報	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ 手術 ☐ 剖検 ☐ その他()	
		[範囲・程度]	
石棉小体・石棉繊維に係る情報	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	[確認方法] ☐ 手術記録 ☐ 病理検査記録 ☐ 剖検記録 ☐ その他()	
		[有の場合その程度]	
呼吸機能障害に係る情報	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	呼吸機能検査の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 (年 月 日検査) 直近の[%肺活量: %]・[1秒率: %]・[1秒量: %] 動脈血ガス測定検査の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 (年 月 日検査) 直近の[PaO ₂ : Torr] 直近の[AaDo ₂ : Torr]	

※ 根拠となった資料の写しを添付して下さい。

添付資料	☐ 診療録 ☐ 病理検査記録 ☐ 臨床検査結果 ☐ X線写真 ☐ CT画像 ☐ その他()
------	--

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

病院
診療所

医師氏名

印

番 号	
-----	--

平成 年 月 日

病 院 長 殿
診療所長 殿

労働基準監督署長

回答書提出の依頼について

貴院で死亡診断を受けている下記の者について、石綿健康被害救済法による特別遺族給付に関し
必要がありますので、別紙照会事項についてご回答下さるよう依頼します。

(なお、回答書に要する費用については、別添の請求書によりご請求下さい。)

記

死亡労働者 の氏名・ 生年月日	(年 月 日生)	死亡年月日	年 月 日
		傷 病 名	
死亡診断を行った 医 師 氏 名			

Ⅴ 石綿ばく露歴聴取票

平成 年 月 日

被災労働者の氏名
請求人の氏名

聴取者氏名

A 被災労働者の方は、以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。（複数回答可）

1. ☐ 石綿を扱う工場 ☐ 石綿製品の倉庫 ☐ 石綿の運搬(船員、トラック運転手)

2. ☐ 建築業
 - ☐ ビルの改築・解体作業
 - ☐ 塗装・吹付工事 ☐ 防音工事
 - ☐ 断熱・耐火・保温工事 ☐ プレハブ(石綿板)工事
 - ☐ 天井・床材の切断 ☐ ラス張りの仕事
 - ☐ 電気・ガス・スチームの配管工事

3. ☐ 造船業
 - ☐ 積装 ☐ 溶接 ☐ 配管 ☐ 塗装 ☐ 電気配線 ☐ 組立て
 - ☐ 船舶の分解修理・解体
 - ☐ パイプ被覆・断熱作業 ☐ クレーン・自動車の運転 ☐ 塗装
 - ☐ 電気配線工事 ☐ 事務員 ☐ 大工・建具
 - ☐ 溶接 ☐ ボイラー製造・設備 ☐ 作業員
 - ☐ 板金 ☐ 整備(パイプ・ボイラー等) ☐ その他

4. ☐ 断熱工事 ☐ 保温工事

5. ☐ ボイラーの製造・取付け・修繕 ☐ パーナーの製造・取付け・修繕
 - ☐ 溶鉱炉の製造・取付け・修繕 ☐ スチーム・パイプの製造・取付け・修繕

6. ☐ ボイラーの操作 ☐ 溶接作業
 - ☐ 板金作業 ☐ 耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事

7. ☐ 自動車修理工場 ☐ ガソリンスタンド
 - ☐ ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造

8. ☐ 電気製品(コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ)の製造

9. ☐ 塗装工場 ☐ 石けん工場 ☐ オイル・化学物質の精製工場

10. ☐ ランドリー・クリーニング屋 ☐ 埃りっぽい作業服の取り扱い

11. ☐ 埃りっぽいものの運搬
 - ☐ 商船の船員 ☐ トラックの運転手 ☐ 鉄道員
 - ☐ はしけの船員 ☐ 港湾作業員 ☐ クレーンの操作員

- 12. ☐ 下水汚物・廃棄物の回収・処理・運搬
- 13. ☐ 蒸気機関車の修理、解体
- 14. ☐ ガスマスクの製造
- 15. ☐ 宝石・貴金属の細工仕事
- 16. ☐ 消防隊員
- 17. ☐ 歯科技工士
- 18. ☐ 電気業(発電所・変電所・電気事業所)

以上の仕事をした通算期間を教えてください。() 年

B 被災労働者の方の家庭生活の中で、以下のようなことはありませんでしたか。(複数回答可)

- 1. ☐ 家庭で(絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン(天井・壁等に塗る水性塗料)・石綿製品)の修理・修繕をしたことがありますか。 <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
- 2. ☐ 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。(アイロン板のカバー・耐熱手袋等) <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
- 3. ☐ 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。 <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
 - ☐ 造船所の近くに住んでいたことがありますか。 <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
 - ☐ 建材物の置場の近くに住んでいたことがありますか。 <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
 - ☐ ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。 <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
 - ☐ その他(造船所・石綿工場・建材物の置場・ブレーキ修理工場の近くで遊んだことがありますか。) <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
- 4. ☐ 家庭内ばく露(家族が石綿作業で着用した作業着・マスク等の洗濯をしたことがありますか。)
 - (1) ☐ はい <昭和・平成 年～昭和・平成 年>
 - (2) ☐ いいえ

C 被災労働者の方は、喫煙をしていましたか。

- ☐ 吸っていた 1日平均 本 <喫煙期間 昭和・平成 年 月 ～ 昭和・平成 年 月 >
- ☐ 吸っていなかった